

※ 道路境界確認申請における留意事項

■各申請所の提出部数について（国交省提出部数）

- ・道路境界資料交付申請書 …………… 1部
- ・隣接境界線証明書交付申請書 …………… 2部
- ・道路境界確認書交付申請書 …………… 2部
- ・農道・水路境界確定同意申請書 …………… 2部

■提出内容について

申請書鑑

申請者 原則として申請対象地の登記簿上の所有者

※申請地が共有地の場合は、共有者全員で申請を行うこと。

また、土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とすること。

- ・相続関係図及びこれを証する書面(戸籍謄本等の写し)を添付する事

※申請者の氏名、住所と全部事項証明書上の氏名、住所が異なる

場合は、これを証する書面(住民票、戸籍謄本等の写し)を添付すること。

※申請者が法人等で有る場合は、代表者を確認出来る資料を添付すること。(商業登記簿の謄本、代表者事項証明書等の写し)

■添付書類について

① 位置図

申請地の位置がわかるよう、着色明示。

(縮尺：1/2500程度、住宅地図など)

② 実測平面図等 【縮尺 1/50～1/500】 ※平面図等作成例参照

- ・方位、縮尺、字名、地番（申請地、隣接地、対測地）、路線名、幅員（水路等）、境界線(証明区間を朱書き)、横断図の断面位置、測量年月日及び測量者の資格(職)、氏名、押印。
- ・測地系表示、既知予点(道路基準点、街区基準点の位置及び座標値)、確認境界点、境界点間距離及び境界点座標値。

※横断図については、平面図等で状況が分かりにくい場合に作成。

③ 公図

申請地及び隣接する土地の、法務局に備えつけの公図(最新)の写しを添付してください。(境界証明区間を朱書き)

④ 登記簿

申請地については、土地全部事項証明書(最新)写しを添付すること。
隣接地については、要約書の写しでも可。

注意事項：公図及び登記簿については、法務局登記官証明、日付入り。
オンライン(電子取得)による資料提出でも可。

⑤ その他 (既存資料、参考資料等)

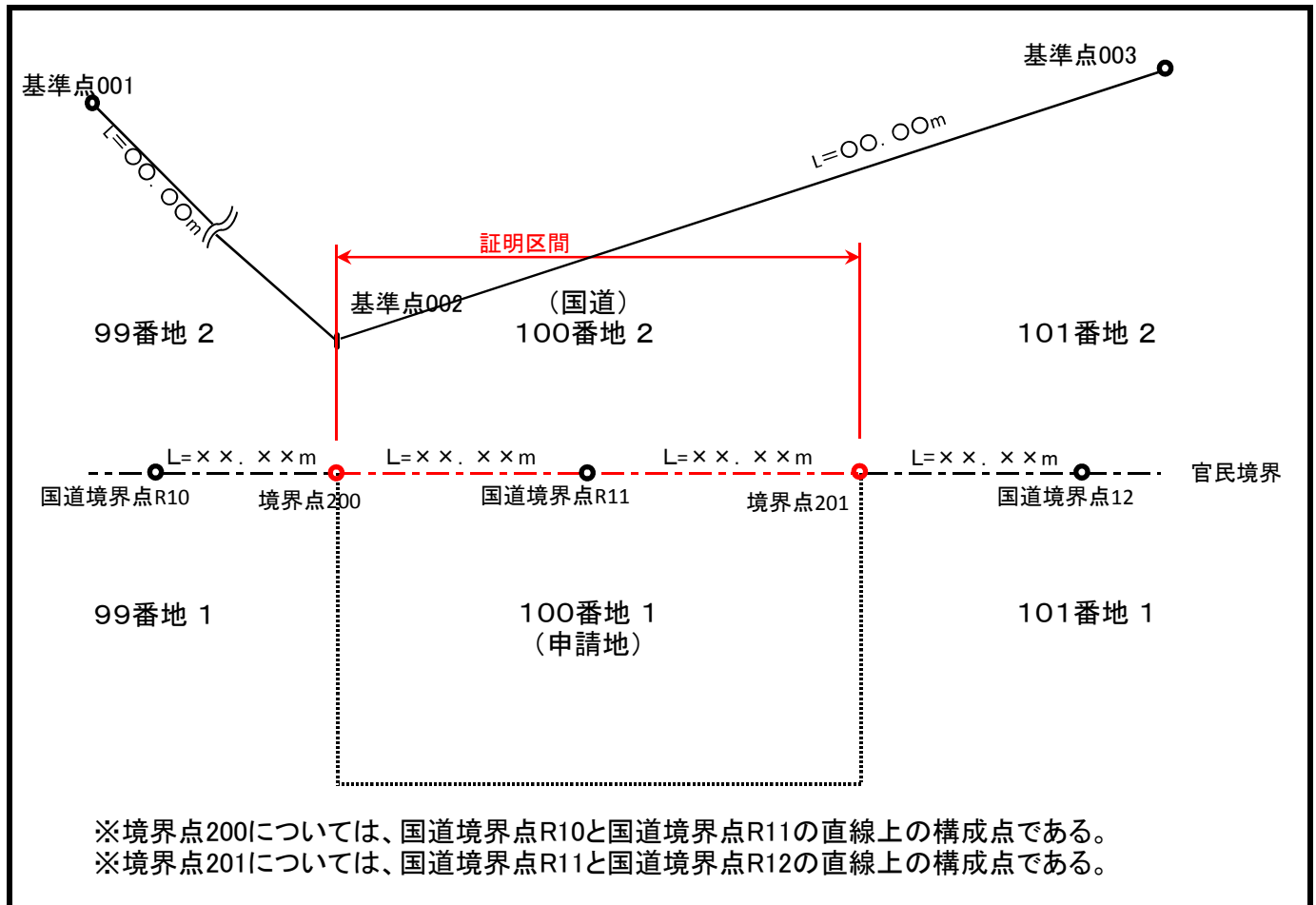
・地籍測量図(法務局備え付け)等、境界の根拠となるような資料が有る場合添付して下さい。

⑥ 現況写真

・関係する境界点、基準点等の写真。(遠景・近景)

【注】上記内容は国交省用なので、返送用(申請者用)については、申請者が必要とする内容でかまいません。

平面図の作成について(参考)



留意事項

- 1) 境界線及び地番、境界点名を記入して下さい。(写真も同様)
- 2) 三者交点で隣接者の確認が出来ない場合については、筆界線の記入はしないで下さい。
(民事不介入の原則)
- 3) 確認境界点(200及び201)の交点については、国道境界点の線上の点である旨の記載をして下さい。
ただし、国道境界点が無い箇所や、整合性がとれない箇所については、その限りではない。
- 4) 境界点(基準点含む)写真は出来るだけ、遠景、近景を撮影し、周辺の状況がわかるようにして下さい。